

## 伊丹市上下水道局渇水対策本部に関する要綱

### (設置)

第1条 異常渇水時に対し、迅速かつ的確な応急対策を講じ、市民等へ安定給水を図るため、伊丹市上下水道局に渇水対策本部（以下「本部」という。）を置く。

### (組織)

第2条 本部は、本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、上下水道事業管理者をもってあてる。

3 本部員は、次の各号の職にある者をもってあてる。

(1) 参事

(2) 経営企画室長

(3) 整備保全室長

(4) 経営企画課長

(5) 給排水課長

(6) 水道課長

(7) 下水道課長

(8) 浄水課長

(9) その他本部長が指名する者

### (職務及び所掌事務)

第3条 本部長は、本部を統括する。

2 本部長に事故あるときは、本部長があらかじめ指名した者がその職務をする。

3 本部員は、本部長の命を受け本部の事務を行い、所掌事務は別に定めるところによる。

### (会議)

第4条 本部会は、本部長が招集し、本部長が議長となる。

### (庶務)

第5条 本部の庶務は、経営企画課において行う。

### (補則)

第6条 前各号に定めるもののほか、必要な事項は、本部長が定める。

付 則

この要綱は、平成 6 年 8 月 2 2 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 2 年 8 月 9 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 1 3 年 8 月 1 7 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 6 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 2 7 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、平成 3 1 年 4 月 1 日から施行する。

付 則

この要綱は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。